

平成 2 7 年度

社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会事業計画

平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 2 8 年 3 月 3 1 日

社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会

## 平成27年度社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会事業計画（案）

### 【使命】

社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とする。

### 【経営理念】

使命を達成するために、次の経営理念に基づき事業を展開します。

- ①地域から信頼される組織・施設づくり
- ②安定した福祉サービスの提供及び経営基盤の確立
- ③職員の福祉向上と人材育成

### 【組織運営方針】

本会は、平成5年の社会福祉法人化から一昨年20年の節目を迎え、その間、坂祝町における地域福祉推進の中核団体として、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体としての存在を明確に示し、その役割と責任を果たしてきました。今後は、その構築されつつある「坂祝社協」ブランドに更なる磨きをかけ、役職員が誇りと自信を持って、使命と経営理念を実現するために、次の組織運営を行います。

- ①組織基盤の強化に努めます。
  - ・地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
  - ・事業の展開にあたって、住民参加を徹底します。
- ②財政基盤の確立と健全な法人経営を目指します。
  - ・介護保険事業、障害者総合支援事業をはじめとする収益事業の積極的な展開を図るとともに、会費及び共同募金等民間財源の有効活用を図りつつ、あわせて、求められる役割と責任を果たし公的財源の安定確保に努めます。
  - ・事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。
- ③人事管理の強化と役職員の資質向上に努めます。
  - ・職員の適正な評価と育成に努め、職員のモチベーションの向上を促進し、組織の活性化を図るため人事管理、研修制度の充実を図ります。
  - ・全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

## **(地域福祉課)**

### **【基本方針】**

本会は、地域住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的組織として、第2期地域福祉活動計画に基づき、地域のあらゆる生活課題に対し、積極的かつ迅速に解決にあたることを基本とし、近年問題視されている深刻な生活課題や社会的孤立の防止などの新たな地域福祉の課題に真摯に向き合い、支えられる側、支える側という従来の考え方を乗り越え、あらゆる主体の参加を目指した地域福祉の推進を図ります。

### **【重点目標】**

#### ◎個別相談支援体制の強化（コミュニティソーシャルワーク事業）

相談支援業務を通して、地域課題や住民が抱える個別の生活課題の解決に向けて、重層的に関係機関と連携して取り組み、自立生活に向けた基盤づくりにつなげます。

#### ◎支え合い団体への支援の継続と、見守りネットワーク活動の活性化

個別の生活課題の発見と解決方法について、担当職員のコーディネートにより協議を進め、個別支援・地区ごとの見守りネットワーク、小地域福祉活動の活性化につなげます。

#### ◎生活支援体制の構築（生活支援コーディネーター事業）

地域における高齢者の社会参加、いきがいづくり、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向け資源開発、育成、ネットワーク構築、ニーズとサービスのマッチングを推進します。

#### ◎いきがいデイサービス事業の実施

総合福祉会館サンライフさかほぎにて、従来の支えられる側、支える側に捉われない「いきがいデイサービス事業」を実施し、介護予防の推進と生活支援の充実、さらには、社会参加、いきがいづくりの体制づくりを推進します。

## **(介護サービス課)**

### **【基本方針】**

本会が経営する介護保険・障害者総合支援事業所は、坂祝町の地域包括ケアの中核を担うべく、地域とのつながりのある介護サービスの提供に努めるとともに、一人一人の生活環境に沿った、良質できめ細やかなサービスの提供に努めます。

また、介護者とのコミュニケーションを積極的に図ることで、介護者の負担を軽減するとともに、介護サービスの利用環境の改善・充実を図り、安定的な事業所の経営を行うことで、お客様が住み慣れた地域・在宅で1日でも長く生活できる環境の実現に努めます。

### <居宅介護支援事業所>

#### 『地域福祉と介護サービスの連携を強化する』

社会福祉協議会の居宅介護支援事業所である自覚と責任感を持ち、新たな発想を取り入れながら、一人一人の生活環境に合わせたプランを作成します。また、介護者支援にも力を入れながら、介護サービス事業所、医療機関、民生委員、ボランティア等と連携をし「老後も住みやすい坂祝町」の実現に向けた取り組みを行います。

### <訪問介護事業所>

#### 『在宅生活の質を高める』

関係機関との連携を密に行い、早期に身体状況の変化や生活環境の変化の把握に努め、状況に合わせたサービス提供を迅速に行います。また、介護保険法や障害者総合支援法では対応できないサービスの提供や、サービス提供のなかで把握した情報を必要に応じて、地域福祉課や地域の各種団体へ情報提供することで、より一層の連携を図ります。

### <通所介護事業所>

#### 『人に寄り添い、その人らしく』

お客様の様々なニーズを把握することで、「できること」「良いところ」の発見に努め、「できること」が広がるケア、「良いところ」が伸ばせるケアに努めるとともに、ご家族様との情報交換を行い、安心して笑顔あふれる在宅生活ができるよう、あたたかく包括的な個別サービスの提供に努めます。

### 【重点目標】

◎安定した事業所の経営を進めるため、お客様の確実な利用に努めます。

- ・居宅介護支援事業所 月平均85件のケアプラン作成
- ・訪問介護事業所 月平均280時間の訪問
- ・通所介護事業所 1日平均25名利用

◎衛生管理・感染予防を徹底し、安心してサービスが利用していただける環境を整備します。

- ・「持ち込まない」「持ち出さない」を原則に、職員に対し衛生管理・感染予防に対するマニュアルの周知・徹底を図ります。

◎基本的サービスの充実のみならず、地域とのつながりや医療機関とのつながりを深め、より魅力ある事業所の確立により、お客様から「より選んでいただける事業所」を目指します。

- ・居宅介護支援事業所 終末期医療・看護・介護に際し、自宅での看取りを希望される方に対して、本人・家族の不安を取り除くことができる支援を行います。また、思いを共有できる場をつくることで、孤立しがちな介護から少しでも心を開放で

- きるきっかけ作りとして、介護者同士の座談会を開催します。
- ・ 訪問介護事業所 普段の生活でのちょっとした困りごとを解消し、生活の質を高めるため、介護保険・障害者総合支援法では対応できない制度外（自費）サービスを提供します。
  - ・ 通所介護事業所 「お客様だけの施設」から「お客様を支える住民との出会いの場」への転換を進めるため、今まで以上に積極的にボランティアの協力を得るとともに、個別支援をより深めるため、自宅訪問を行い、お客様の生活スタイルに合わせたサービスを提供します。

## 【事業内容】

### ア・法人運営事業

- (1) 組織の基盤強化
  - ・ 行政、民生委員・児童委員、福祉機関、各種機関・団体との連携強化
  - ・ 事業運営財源の確保並びに財政基盤の強化
  - ・ 自治会長への社協事業及び会費募集についての説明会の開催
  - ・ 坂祝町高齢者活動支援事業（シニアクラブ協助員）の受託
  - ・ 福祉委員の配置、ひと声運動の推進
  - ・ 研修、各種セミナー等への参加による役職員の資質向上
  - ・ 情報公開に対応した文書管理
- (2) 組織運営
  - ・ 理事会、評議員会、監査の開催
- (3) 調査・研究
  - ・ 支え合い団体の活動の充実のためのコーディネートと、先進地について知る機会及び団体間の情報交換の機会の設定
  - ・ 福祉メニュー講座の実施
  - ・ 第11回坂祝町社会福祉大会の開催
- (4) 企画・広報
  - ・ 年4回、社協だよりの発行（各2400部）
  - ・ 社協ホームページの月1回以上の更新
- (5) 要援護者支援
  - ・ 行路人援助（一時金の援助）
  - ・ 障がい者に対する個別対応と、活動の機会の発掘
  - ・ 災害時の受け入れ体制の整備（災害ボランティアセンター設置・福祉避難所開設時の対応）
- (6) 子育て支援の環境整備
  - ・ 子育て支援サロン「きらきらパーク」の開催

## イ. 共同募金配分金事業

### (1) 赤い羽根事業の実施

#### A 社協事業として活用

- ・在宅福祉事業への補填（福祉車両貸出事業、福祉器具貸出事業、食事サービス事業）

#### B 各団体に対する助成

- ・住民団体助成支援（福祉まちづくり応援助成金）
- ・ふれあいサロン助成金（ふれあいサロンの活動費の一部を助成）

### (2) 歳末たすけあい事業の実施

- ・老人福祉施設・障がい者福祉施設・児童養護施設入所者激励慰問
- ・老人福祉施設へクリスマスプレゼント配布
- ・一人親家庭へクリスマスプレゼント配布
- ・寝具クリーニング事業の実施（要援護高齢者・障がい者（児））
- ・介護用品支給等の実施（要援護高齢者・障がい者（児））
- ・灯油の支給（要援護高齢者・障がい者（児））
- ・一人暮らし高齢者等への年賀状配布

### (3) 社協指定・メニュー事業の実施

- ・ボランティアルームの整備（メニュー事業）

## 新・日常生活自立支援事業にかかる耐火金庫の整備（メニュー事業）

### (4) 坂祝町共同募金委員会運営

- ・配分額の適正化を図るための会議の開催
- ・募金趣旨の徹底と広報活動（共同募金運動説明会の開催・広報による募金活動PR等）
- ・募金活動への参加促進（戸別募金・職域募金・街頭募金・法人募金などを実施）

## ウ. ボランティア事業

### (1) ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア登録者及び団体の管理（台帳整備、保険加入手続き、事務管理）
- ・ボランティアコーディネート（活動希望者、支援希望者の相談・援助連絡調整）
- ・ボランティア活動援助（新規開拓、養成、研修）
- ・ボランティア活動促進（ボランティアだより発行、普及活動）
- ・ボランティア調査研究（ボランティアポイント制導入に向けた調査研究）
- ・ボランティアルームの管理
- ・災害備蓄倉庫の管理（備蓄用食品・飲料水の更新）

### (2) ボランティア団体連絡協議会の支援

- ・ボランティア団体連絡協議会の定期開催
- ・ボランティア交流会の開催

### (3) 次世代を担う子どもたちの育成・環境の拡充

- ・坂祝町福祉協力校（園）事業（町内3園2校）
- ・社協事業（介護サービス事業所を含む）への学生ボランティアの積極的受け入れ
- ・福祉学習への対応

## エ. 在宅福祉事業

### (1) 要援護者に対する在宅での自立生活の支援

- ・福祉器具貸出事業（車イス・ベッドの貸出）
- ・福祉車両貸出事業  
（軽リフト車 2 台・軽助手席スライドタイプ車 1 台・ワンボックス車 1 台）

### (2) 生活支援と介護予防の推進

- ・食事サービス
- ・筋力アップトレーニング機器一般開放（オリエンテーション・スキルアップ講座）

### 新・在宅高齢者支援事業（傾聴ボランティアとの協働による茶話会の開催）

### (3) 在宅介護や生活支援の可能な環境整備と地域での支え合いの担い手の育成

- ・ヘルパー2 級資格取得者の活動支援（支え合い団体への促し、講座の案内等）

## オ. 坂祝町総合福祉会館指定管理事業（指定管理者）

### 地域福祉・健康増進の拠点としての有効活用と経営

- ・総合福祉会館サンライフさかほぎの経営
- ・授産所製品の販売機会の提供
- ・心配ごと相談所の開設（一般相談・法律相談・身障相談・子ども相談）
- ・第 20 回福祉・健康フェスティバルの開催

## カ. 受託事業（旧地域支援事業。町からの委託）

### 新・生活支援コーディネーター事業

- ・ふれあいサロン支援事業
- ・高齢者筋力向上トレーニング事業の開催（20 回教室、8 回教室。それぞれ年 2 回）
- ・筋トレフォロー教室事業の開催

### 新・いきがいデイサービス事業

- ・サン・サンふれあい交流会の開催
- ・軽度生活援助事業（訪問介護員派遣事業）

## キ. 相談支援事業（新サービス区分）

### 新・コミュニティソーシャルワーク事業（くらし安心相談室サンライフの設置運営）

### 新・臨時小口資金貸付事業の実施

- ・成年後見制度利用支援

## ク. 日常生活自立支援事業（新サービス区分・県社協委託）

- ・日常生活自立支援事業（主体事業としての実施開始）

## ケ. 生活福祉資金貸付事業（県社協委託）

- ・生活福祉資金貸付事業（県社協委託）
- ・臨時特例つなぎ資金貸付事業（県社協委託）